

# 告 示

## 埼玉県告示第百三十七号

測量計画機関である川越市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年二月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

川越市

二 作業種類

再設測量（二級基準点測量一点）

三 作業地域

川越市脇田町

四 作業期間

平成三十一年二月十八日から平成三十一年三月十五日まで